

「投資信託受益権振替決済口座管理規定」 新旧対照表

(変更部分 下線部表示)

現行約款	改定後約款
<p>第3条の2（個人番号又は法人番号の届出）</p> <p>お客さまは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第<u>1.5</u>項に規定する法人番号の通知を受けたとき、その他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客さまの個人番号又は法人番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令等の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p> <p><u>2025年7月1日</u>現在</p>	<p>第3条の2（個人番号又は法人番号の届出）</p> <p>お客さまは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第<u>1.6</u>項に規定する法人番号の通知を受けたとき、その他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客さまの個人番号又は法人番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令等の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p> <p><u>2026年6月1日</u>現在</p>